

第17章 執行手続

I 民事執行手続総則

第一節 民事執行概説

一 民事執行の意義

中国民事訴訟法は第1編「総則」、第2編「裁判手続」に続けて、第3編「執行手続」の規定を置くところ¹⁾、執行とは、法定の執行機構が法定手続に基づき、国家の強制力を運用し、法定の措置を講じて、義務者に法律文書で確定された義務を強制的に履行させる行為を指す。この手続は、強制措置を講じることを主な特徴とすることから、執行は強制執行とも呼ばれるが、民事訴訟においては民事法律関係に関する紛争を対象とすることから（3条）、本法第3編執行手続は、民事執行、民事強制執行とも称される。

民事執行概念は以下の内容を含意する²⁾。

- 1) 国家機関のみによる実施。民事執行は、国家が定める執行機関によって実施されることが必須であり、関係のある組織・公民個人による自力執行は厳に禁じられる。そして中国の場合、法院が法定の民事執行機関である。
- 2) 執行根拠の存在が前提である。民事訴訟においては、裁判手続と執行手続

1) 中国民事訴訟法第3編「執行手続」の規定はわずか35条だけであり、実務の需要を満たせないため、最高人民法院は1998年「執行規定」、2008年「執行解釈」、および2015年民訴解釈（304～316条、462～521条）等の司法解釈を公布して執行手続規定を補充している。なお最高人民法院は強制執行法の単行立法法に向けて、2001年以降「中華人民共和国強制執行法草案」を起草し2014年までに六訂版に至っている。

2) 江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）410頁、肖建国編『民事訴訟法』（中国人民大学出版社・2013年）224頁参照。

の分立原則が採用されている〔審判分立原則〕。裁判手続は、当事者間の紛争に判断を加え、債権者の民事権利の確認をその任務とするのに対し、民事執行手続では発効した法律文書の内容を実施実現し、債権者の権利実現を使命とする。

3) 債権者の申立てが必須である。民事執行は、法律文書により確認された私権の実現を目的としており、権利者が執行債権に対し処分権を有することに基づく。

4) 執行機関が公権力を用いる強制行為である。強制性こそが民事執行の根本的特徴であり、執行機関の強制執行権限の運用により債務者の財産処分権の剥奪し、債務者の人身の自由を制限することが可能である。

5) 民事執行は確定された私権を実現する手続である。当事者が有する私権の内容が不確定またはすでに実現されている場合は民事執行の問題とはなしえない。

二 民事執行の基本原則

執行法院および当事者に対し、民事執行手続の全体において指導的作用を有する準則を民事執行の基本原則といい、その主要なものは以下のとおりである³⁾。

1 執行合法の原則

民事執行活動が、発効した法律文書を根拠とし、法定の手続および方式により、かつ実体法の規定を遵守して行われることを必須とすることである。

2 執行当事者不平等の原則

裁判手続における当事者平等原則と相対するものであり、執行債権者と債務者の地位は平等ではなく、双方の権利義務に差異を認める原則である。民事執行手続では、すでに当事者間の民事権利義務が確定されていることを前提としており、民事執行の目的は債権者の権利の迅速な実現と債務者に義務履行を迫る点にあるため、裁判手続における債務者と債権者の権利義務および地位の平等原則を、そのまま執行手続に適用することは適当でない。

3) 江・肖主編・前掲注2) 413~414頁、肖編・前掲注2) 225頁参照。民事執行の基本原則に関する中国の学説は多岐に分かれており、上記六原則以外に、民事強制執行・教育の結合原則、民事執行権の法院独立行使の原則、執行共助原則、執行目的物有限の原則、執行業務の正確処理と社会安定関係の原則等が主張されている。

3 執行適度の原則

民事執行の目的を実現する執行措置が、必要かつ適度であることを必須とするものであり、当事者利益全面保護の原則としても主張される。この「必要かつ適度」とは、被執行者に対する執行が合理的な限度内に制御されることを要求するものであり、執行目的と執行措置および執行申立人の利益と被執行者の利益とがそれぞれ合理的バランスを保つことであり、かつ債務者の苦痛を最低点としつつ迅速、十分に債権が実現されることである。

4 適時執行の原則

迅速かつ適時の執行は民事執行手続の基本的価値要求を体现している。民事執行は、司法行為と密接な関係を有する司法強制行為であるが、その効率は民事執行において最も追求される点である。

5 執行窮尽原則

執行法院は債権者の請求に基づき、発効した法律文書により確定された権利を実現するために、各種の執行方法、措置、手段を尽くして、被執行者の財産に対し必要な調査を行い、法に基づく各種の執行行為を採用し、各種手続を行っても依然として債権者の権利の満足が不能な場合に、はじめて法院が執行手続の終結を裁定できるとする原則である。

6 執行に対する検察監督原則

中国民訴 235 条「人民検察院は、民事執行活動に対して法律監督を行う権限を有する。」の規定により法院の執行権の行使に対して検察の法律監督が及び、いわゆる執行難、執行乱、執行の不公正等の問題に対応すべく 2012 年法改正で新設された同条には、具体的な法律監督の範囲・手続について明記していないが、法律監督の目的が、法院のよりよい執行業務を支持・援助し、外界からの法院に対する干渉を排除し、法院の独立公正な執行権行使を保障する点にあることから、検察による法律監督は謙抑的かつ適度になされるべしと解されている⁴⁾。

4) 江・肖主編・前掲注 2) 414 頁参照。